

講座名	2027年向け択一ターゲット攻略講座				
試験種	司法書士		テープ	W-S02-631	
編			科目	民法	
回数	1	回	講師名	根本 正次 講師	
配布/回収物					
品目コード	名称		配布クラス	数	回収
	配布物はありません				
進行予定					
種別	実施時間		収録		
講義	1:25		○		
休憩	0:10		○		
講義	1:25		○		
特記事項					

最新情報はLECホームページでご案内しています。
<https://www.lec-jp.com> 受講相談も受け付けています。
©2026 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

講義の初めに

(1) 講義の進行

問題を解く → 説明

※ 間違えた問題は色を付ける

※ 通信の方も止めないこと

(2) 復習

① 進んだページまで、解く

② 次の講義までに、もう1回～2回解く

③ (できれば) 右の図表の暗記作業

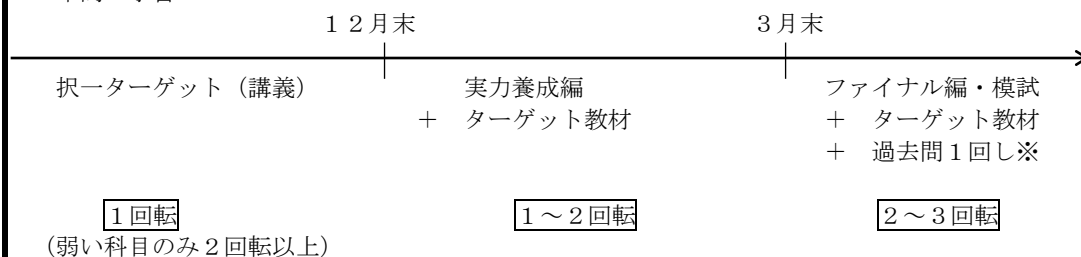
※ 間違えた問題・右のページの知識には色を付けること

(3) これからの学習 2本の柱

・ 主要科目(民法～): TGのテキスト

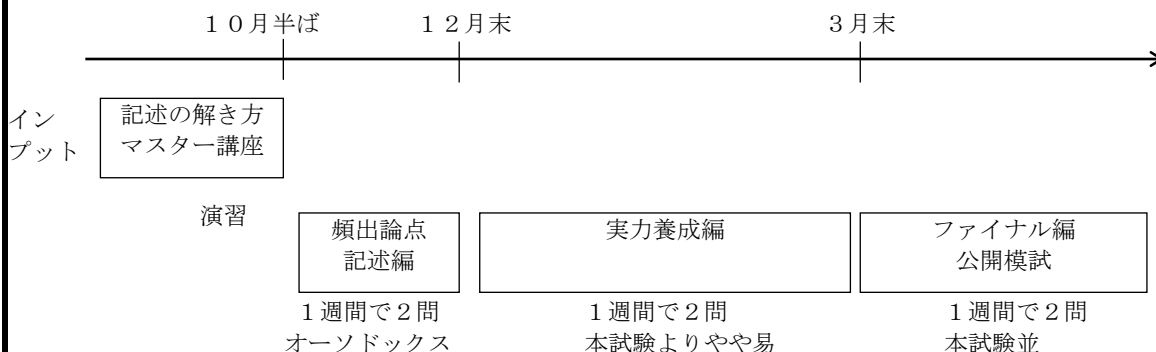
+ 記述講座(頻出論点記述編の開講までに、1回受講+自分で1回解く)

<1年間の学習>



※直前期まで過去問集に触れる必要はありません。

直前期の過去問学習(どの年度の問題を、どの程度解くべきか)については、最終回の講義で説明します。



(4) ZOOM中継します

メリット

① 通学設定の方は、自宅に居ながら講義を視聴できる

(通信講座の設定にすると、生講義の実施から2週間後の配信になります)

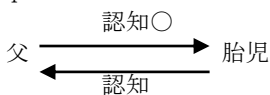
② 3時間で講義を聞き終える

※ 事前板書が毎回発生します。講義前にダウンロードして下さい

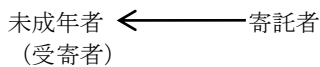
テープコード

--	--	--

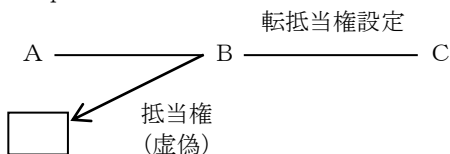
3 p



5 p

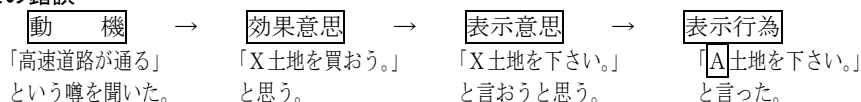


2 5 p

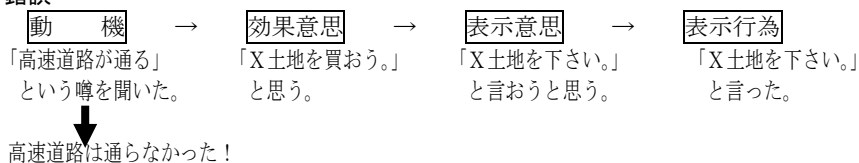


p

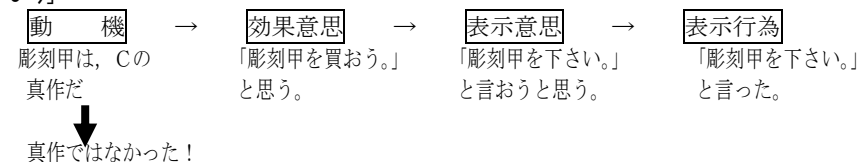
表示上の錯誤



動機の錯誤



[平 23-5-ウ]



p 公示送達

インターネットで、怪しいサイトを見つけて、おもしろそうだから、思わず申し込みをしてしまった。
その後やっぱり解約しようと思ったら、どこに連絡していいのかわからない



このままでは相手がどこにいるのかわからないから、いつまでも、会費料を払い続けるということにもなりかねない



ここで98条を使う。具体的には、相手がわからない場合は、裁判所の掲示板に、「解除する」という掲示がされる。そして、2週間経過すると、その意思表示が相手に到達したことになり、解除したことになる。

テープコード

--	--	--

p

贈与（無効）
A → B（善意）
100 万

売買（無効）
A — B（善意）
物 100 万

p

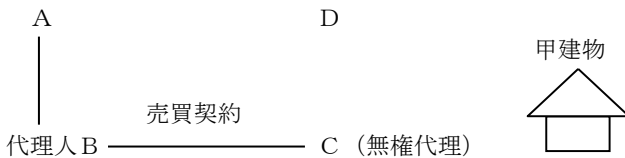
<制度趣旨>

取消権を持つものが一定の行為をする

→ 周りのものは、「取消つもりはない」と信頼する

→ 一定の行為をしたことによって、追認とみなす

p

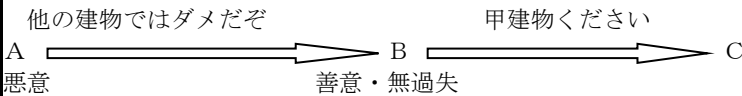


代理人Bが、甲建物の所有者の代理人と称するCと取引をする。

その後、そのCが無権代理だと発覚する。

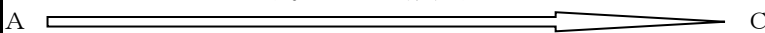
ここで、117条責任を追及する場合、要件である善意無過失は誰を基準に判定するのか

甲建物をCから買ってほしい、
他の建物ではダメだぞ



(後日)

君は無権代理だね。代理人のBは善意・無過失だから要件
をクリアーしています。よって損害賠償しなさい



比較) 本人Aは、甲建物はCが無権代理していることを知っている。

本人Aは、Bに対して「建物でいいものがあったら買ってこい」と代理を頼んだところ、Bが甲建物を
買って来た（Bは無権代理について善意かつ無過失である）。

この場合、AはCに対して損害賠償請求ができるか？<平 13-1-エ>改題

テーブルコード

--	--	--